

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名:出雲市(行政職)

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	89.7	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	83.3	%
全職員	63.7	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっています。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長・次長相当職	97.6	%
本庁課長相当職	98.1	%
本庁課長補佐相当職	97.6	%
本庁係長相当職	95.7	%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	99.2	%
31～35年	94.8	%
26～30年	95.3	%
21～25年	93.9	%
16～20年	94.2	%
11～15年	86.5	%
6～10年	92.5	%
1～5年	86.8	%

【説明欄】

- ・ 国、県等から退職出向により出雲市で採用した職員については、出向元の採用日を勤続年数の基礎として算出しています。
- ・ 扶養手当や住居手当について、男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は82.4%、住居手当の受給者に占める男性の割合は67.3%です。
- ・ 各性別ごとの「全職員」に占める「任期の定めのない常勤職員」の割合が男性は82.8%、女性は37.9%です。「任期の定めのない常勤職員以外の職員」より「任期の定めのない常勤職員」の方が給与水準が高いため、全ての職員を集計して比較する「全職員」の男女の給与の差異が大きくなりました。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出しています。

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名:出雲市(消防職)

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	88.2 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	-
全職員	88.2 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっています。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	-
本庁課長相当職	-
本庁課長補佐相当職	-
本庁係長相当職	-

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	-
31～35年	-
26～30年	-
21～25年	93.6 %
16～20年	77.3 %
11～15年	-
6～10年	-
1～5年	-

【説明欄】

- ・ 全職員に係る情報について、任期の定めのない常勤職員以外の職員の区分には女性職員がいません。
- ・ 役職段階別の情報について、全ての区分に女性職員がいません。
- ・ 勤続年数別の情報について、36年以上、31～35年、26～30年、11～15年、6～10年、1～5年の区分には女性職員がいません。
- ・ 扶養手当や住居手当について、男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は98.7%、住居手当の受給者に占める男性の割合は100.0%です。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出しています。

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名:出雲市(医療職・医師)

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	83.2 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	-
全職員	86.4 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっています。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	-
本庁課長相当職	96.6 %
本庁課長補佐相当職	100.7 %
本庁係長相当職	-

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	-
31～35年	-
26～30年	-
21～25年	-
16～20年	-
11～15年	-
6～10年	67.4 %
1～5年	85.3 %

【説明欄】

- ・ 全職員に係る情報について、任期の定めのない常勤職員以外の職員の区分には女性職員がいません。
- ・ 役職段階別の情報について、本庁部局長次長相当職の区分には女性職員がいません。
- ・ 役職段階別の情報について、本庁係長相当職の区分には対象職員がいません。
- ・ 勤続年数別の情報について、36年以上、31～35年、21～25年、16～20年の区分には対象職員がいません。
- ・ 勤続年数別の情報について、26～30年の区分には女性職員がいません。
- ・ 勤続年数別の情報について、11～15年の区分には男性職員がいません。
- ・ 扶養手当や住居手当について、男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は87.5%、住居手当の受給者に占める男性の割合は82.6%です。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出しています。

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名:出雲市(医療職・医師以外)

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	108.3 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	115.8 %
全職員	92.4 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっています。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	-
本庁課長相当職	99.8 %
本庁課長補佐相当職	-
本庁係長相当職	105.5 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	-
31～35年	-
26～30年	111.0 %
21～25年	102.8 %
16～20年	112.3 %
11～15年	98.6 %
6～10年	109.2 %
1～5年	120.3 %

【説明欄】

- ・ 役職段階別の情報について、本庁部局長・次長相当職、本庁課長補佐相当職の区分には男性職員がいません。
- ・ 勤続年数別の情報について、36年以上、31～35年の区分には男性職員がいません。
- ・ 扶養手当や住居手当について、女性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める女性の割合は71.5%、住居手当の受給者に占める女性の割合は81.4%です。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出しています。